

# ● ○ 国民健康保険・後期高齢者医療のお知らせ ○ ●

## ◎ 国民健康保険証の手続きをお知らせします

就職や進学または定年退職など、生活に大きな変化がある時期です。それとともなって国民健康保険の各種手続きが必要となる場合がありますのでお知らせします。

国民健康保険を脱退する手続きが必要な場合	国民健康保険に加入する手続きが必要な場合
就職して新しく会社の健康保険に加入したとき	退職して職場の健康保険を任意継続しないとき
町外に転出するとき	転入された方で、前市町村でも国民健康保険に加入していた方
生活保護が開始したとき	出生したとき（親が国民健康保険に加入している）
死亡したとき	

※結婚して氏名が変更になる場合や、町内で住所が変わる場合も、変更の届出が必要となります。

## ◎ 進学して町外へ転出する方へ

国民健康保険は、本来お住まいの市町村で加入いただくものですが、進学により町外へ転出する場合は、引き続き家族と一緒に本町の国民健康保険に加入することができます。該当の方は次の書類を役場まで持参してください。

必要とする書類
学生証または在学証明書（合格通知は使用できませんのでご注意ください）
印鑑（スタンプ印は不可）
国民健康保険証

※保険証の交付を受けるのは、学生の期間に限ります。事情により学生の身分に異動があるときは必ずお知らせください。また、引き続き在学していることを確認するため、保険証の有効期間は1年ごととしていきますので、毎年4月に更新手続きをお願いします。卒業時も脱退の手続きが必要です。

## ◎ 国民健康保険税および後期高齢者医療保険料を年金からお支払いされている方へ

4月からは平成29年度分として保険税（料）が仮徴収されます。4月・6月・8月に徴収される保険税（料）は平成29年2月徴収額と同額となります。7月に確定した年間の保険税（料）を通知いたします。

4月から初めて年金から天引きになる方には、お知らせの通知をお送りします。

なお、年金天引きをしている方で、納付方法を口座振替に変更したいという方はお申出ください。口座振替に変更した上で、年8回での納付となります。年金天引きから納付書納付への変更はできませんのでご了承ください。

年金天引きによる納付	口座振替による納付
年金支給月（年6回）に自動的に年金から天引きとなります	各納期限の日（7月から2月まで）に指定された金融機関より振替となります

◆問合せ 保健課 医療給付グループ ☎21-2121

## ▲▽ 国民年金からのお知らせ ▲▽

### 学生の方へ ～国民年金保険料学生納付特例制度について～

20歳以上の方は、国民年金に加入しなければなりません。

ただし、学生の方は、保険料の納付が困難な場合、納付が猶予される学生納付特例制度を利用することができます。申請は年度ごと（毎年）必要で、2年1か月前まで遡ることもできますので、お忘れの方はこの機会にご利用ください。

なお、手続きをせず保険料を未納のままにしておくと、事故や病気で障がいを負った場合に障害基礎年金を請求することができなくなるなど、不利益となることがありますのでご注意ください。

◆対象者…大学、短期大学、専門学校、高等学校、その他各種学校等に在学する20歳以上の学生。

ただし、前年所得が118万円以下の方。

◆手続きに必要な書類等…印鑑、年金手帳、学生証（または在学証明書）

◆問合せ 町民福祉課 民生年金グループ ☎21-2120

## 余市町の空間放射線量率の状況

空間放射線量率は「平常レベル」でした

- ◆測定日：2月21日～3月23日
- ◆最高値：36 nGy/h
- ◆最低値：21 nGy/h
- ◆平均値：24 nGy/h

※直近の測定結果については、町ホームページでご覧いただけます。

私たちは日常的に自然界から微量の放射線を浴びています。平常時に測定される「空間放射線量率」は10～60ナノグレイ毎時（nGy/h）程度で、雨が降ると一時的に上昇する場合があります。

地域協働推進課 ☎21-2142